

滋 薬 務 第 7 0 8 号
令和 4 年 (2022 年) 8 月 18 日

一般社団法人滋賀県医師会長
各 地 域 医 師 会 長
一般社団法人滋賀県歯科医師会長
一般社団法人滋賀県薬剤師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
公益社団法人滋賀県獣医師会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務課長
(公印省略)

麻薬廃棄完了報告書の廃止について

麻薬及び向精神薬取締法第 29 条において、麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならないと定められています。本県では麻薬廃棄届と同時に立会を行った職員の所属、氏名等を記載する麻薬廃棄完了報告書の提出を求めることで適正な廃棄を担保しております。

このたび、麻薬廃棄に係る事務負担を軽減するため、麻薬帳簿の備考欄に下記事項を記載することをもって、麻薬廃棄完了報告書の提出を不要とすることとします。

また、覚醒剤原料廃棄に伴う、覚醒剤原料廃棄完了報告書の提出も同様に不要としますので御承知願いますとともに、貴会会員に対する周知をお願いします。

記

1. 必要事項

- ・ 廃棄理由および廃棄届を提出した旨
- ・ 麻薬廃棄の執行者の署名または記名押印
- ・ 立会者 2 名のうち代表者 1 名の所属および署名または記名押印

2. 施行日

令和 4 年 8 月 18 日廃棄分から

3. 参考

<麻薬帳簿備考欄の記載例>

期限切れにより廃棄、令和○年○月○日麻薬廃棄届提出

執行者 ○○ ○○ (氏名) ⑩

立会者 ○○ (所属) ○○ ○○ (氏名) ⑩

滋賀県健康医療福祉部

薬務課薬事指導係

TEL(077)528-3634

FAX(077)528-4863